

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

厚生常任委員会会議録（１１．２定）			
日　　時	平成１１年　　７月　　９日（金）	開　　　議	午後　　１時００分
		散　　　会	午後　　６時４０分
場　　所	第　１　委　員　会　室		
議　　題	付　　託　　案　　件		
出　席　委　員	高階委員長、中村副委員長、前田・松本（聖）・中島・佐久間・松田・佐々木（政）・佐藤（幸）　各委員		
説　明　員	市長、市民・福祉・環境各部長、保健所長、小樽病院・第２病院各事務局長、その他関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委　員　長			
署　名　員			
署　名　員			
書　　記			

～ 会議の概要 ～

○ 委員長

開議宣告。署名員に松本（聖）・佐久間両委員を指名。付託案件を一括議題とする。

理事者の報告を求める。

「平成 10 年度ゴミ処理実績について」

○ (環境) 管理課長

（資料に基づき説明）

家庭系 48,934 トンのうち、燃やすゴミが 25,834 トン、燃やさないゴミが 11,013 トンであり、事業系 59,768 トンのうち、一般廃棄物が 46,213 トン、産業廃棄物が 13,281 トンとなっている。また、寅吉沢産廃処分場で扱うガレキ・くず類が 61,629 トンある。資源化量は、資料にある他に、リサイクルセンターで資源化されたものが 271.1 トン、集団資源回収が 3,267 トンある。資料中の札幌市搬出分は、ドリームビーチ収集分を札幌市に依頼し搬入したものである。焼却量の前年度比減は、バグフィルター設置による焼却効率減による。

事業系廃棄物が年度比較で 5,851 トン増加している。これはマイカル工事関係の一時的増加分 5,082 トンが含まれている。平成 8 年度に策定した一般廃棄物処理基本計画の中で予測している年度別ゴミ排出量と比較しても、10 年度の家庭系ゴミは約 700 トン増と微増であるが、事業系ゴミは 14,100 トン増と大幅に増加している。し尿収集量は、くみ取り対象世帯が 525 世帯水洗化したことにより、前年度比減となっている。

○ 委員長

「資源リサイクルについて」

○ (環境) 品田主幹

（資料に基づき説明）

○ 委員長

「いなきたコミュニティセンターの概要について」

○ 総合サービスセンター所長

（資料に基づき説明）

○ 委員長

「介護保険料（第 1 号被保険者）の試算額について」

○ 福祉部長

（資料 1 ページに基づき説明）

○ 介護保険課長

（資料 2 ページ以降に基づき説明）

○ 委員長

今定例会に付託された案件について、説明を求める。

「議案第 19 号 不動産の取得について」

○ 総合サービスセンター所長

（資料に基づき説明）

○ 委員長

「請願第 4 号 小樽港縦貫線と市道立岩線交差点付近の信号機設置要請方について」

○ 交通安全対策課長

当該地域は、道道臨港線・小樽港縦貫線の 2 幹線が並行して走っており、付近に大型観光施設や多数の港湾関連会社があり、多くのトラック・バス・マイカーが両幹線の出入りに市道立岩線を利用し、縦貫線の交通量も多いた

め、出入りが難しく、車同士の接触事故が多発している状況である。このような状況を踏まえ、市としても北海道公安委員会に対し、信号機設置方を検討するよう要望しているところである。

○委員長

「請願第 5 号 朝里・新光地域におけるコミュニティセンター設置方について」

○総合サービスセンター所長

東南地区におけるコミュニティセンター建設計画については、いなきたコミュニティセンターの利用状況や市財政状況等、様々な角度から検討していきたい。

○委員長

「陳情第 6 号 国立療養所小樽病院の公的医療法人への譲渡方について」

○(保健)総務課長

3 月 19 日に国が発表した国立病院療養所の再編成計画見直しにおいて国療小樽病院が西札幌病院に統合整理されることから、廃止後の後利用として 1 つの公的医療法人が国から譲渡を受け、これまで担ってきた地域医療の継続が図られるよう市が国へ働きかけることを目的として、提出されたものである。

○委員長

「陳情第 11 号 高島・赤岩保育所の存続方について」

○児童家庭課長

当該保育所は地域で重要な役割を果たしており、1 か所に統合すると父母が利用しづらくなるので、現在地での改善・存続を要望する陳情趣旨である。

両保育所は、昭和 30 年代に設置され老朽化が著しく、子供たちが安全かつ快適に過ごせる保育環境の整備や、市民要望の高いゼロ歳児保育・産休明け保育等を実施し、機能強化を図るため新築統合するものであり、利用者の理解を得るため話し合いを継続的に進めるとともに計画推進に努めていきたい。

○委員長

これより質疑に入る。

○中島委員

介護保険の減免制度について

小樽市の高齢化率は高く、年金受給者の 34% が 100 万円未満で、200 万円未満は 72% に上るという低収入状況である。当初の厚生省試算 2,500 円の時点でも全国的なアンケートで 30% が保険料を払えない、45% が利用料を払えないとの結果が出ているが、今回はそれを上回る 2,900 円とのことであり、一層支払いが困難な家庭が増えるのは明らかである。支払いが生活に重くのしかかる低所得者にも保険を利用してもらうためには、減額・免除の制度が必要と思うがどうか。

○市長

国が示した条例準則ではある程度想定している。これから事業がスタートして問題点がいろいろ出てくるだろうが、徐々に安定してくると思うので、当初から直ちに減免制度を設けることは考えづらい。

○中島委員

市民個々の生活実態にも関わるのだから、今後多くの人がこれでは払えない、困ったとなれば、当然対応しなければならない。そのような事態になったら検討するのか。

○高齢社会対策室長

この制度自体に所得額に応じた配慮が随所になされているので、さらなる配慮というのは難しいと考えるが、減免制度については、賦課後に状況が変わった場合の減免等を、条例等でこれから決定していくことになるかと思う。

○中島委員

配慮があるというが、例えば「高額介護サービス費」(資料13ページ)該当者はどれだけいるのか。実際には、在宅の方は対象にはならず、これでは意味がないのではないか。

○介護保険課長

資料によると、例えば在宅の要介護では、一般世帯で17,000円の自己負担があるところを老齢年金受給者は15,000円でよいことになる。ただ、これは給付限度額いっぱいに使った場合であり、必ずしも介護補助自体が決まっていなくて今どうこうということは言えない。また、施設の方も、介護度に応じた介護補助になるということであり、国が平均給付額として示したものに過ぎないなかで、どの程度になるのか平均的なところを示せばこうなるというものであり、例えば、特養では一般世帯では27,000円のところ、非課税世帯は25,000円、老齢年金受給者は15,000円の一部負担で済むという意味である。また、これらとは別に、生計中心者の死亡・長期入院や被災等を想定した法定の減免制度が用意されるので、その中で総合的に考えていく必要があると思う。

○中島委員

これでは「高額介護サービス費」の払戻し対象者が少なく、制度が役に立たないのではないか。

○高齢社会対策室長

そもそも一部負担に金銭的な差があり、高額介護等も、それに合わせて段階的になっているので、総合的には調整されていると思う。

○中島委員

実際に介護を受けて利用料を払う人の身に立つと、この制度は利用できない。その意味で低所得者への援助は必要との根拠になりうると思う。

さらに、保険料が未納・滞納となると、滞納した期間は1割ではなく3割自己負担になるなど、厳しい処置がとられることになっているが、未納・滞納による給付差止めは本来あってはならないことだと思うがどうか。

○福祉部長

介護保険法第66条に、保険料滞納に係る支払方法変更の規定がある。ただ、「特別の事情」に該当する場合は緩和措置がある。

○中島委員

その中には「低所得のため」は含まれていない。その意味では、老齢年金月額33,000円程度で生活している人は支払できない可能性がある。そういうことを対象にはしていない介護保険制度なのである。その点での救済制度を検討する余地があるのではないか。

○介護保険課長

制度自体が、相互扶助の観点から世代を越えて支え合っていこうとするものであり、低所得ということのみをもって減額する仕組みは考えていないものと理解している。

○中島委員

低所得者の多い小樽で、2,900円の半額でも払えない人が続出して混乱し、市による運営自体が大変になること

を危惧する。今回保険料額が示されたが、今後出てくるであろう市民の不安にはぜひとも応えていくべきである。また、保険料や利用料を減免する際には他の被保険者の保険料に上乗せするのではなく、あくまでも国が補助すべきと考える。

市独自の給付について

資料 3 ページに、実施すると保険料にはねかえると記されているが、これは従来どおり措置制度として行うべきと主張する。市長は「検討したい」と答弁していたがどうか。

○高齢社会対策室長

これから議論をいただきながら詰めていきたいと考えている。

○中島委員

特養ホームについて

資料 5 ページに、平成 12 ～ 16 年度の対象者数の変化が出ており、年々増加の見込みであるがこれは特養ホームをこの人数に合わせて順次開設していく予定ということか。

○介護保険課長

例えば、12 年度の対象者人数を 351.13 人としているのは、特養を必要としている人数であり、供給量については最終決定していないので何とも言えないが、仮に大幅に増えた場合は建設も盛り込んでいくことになるうと思う。

○福祉部長

最終的には、現在開かれている策定委員会の中で決定されていくものと思う。

○中島委員

必要があれば考えなければならないと判断して良いか。

○福祉部長

そのように考えている。

○中島委員

介護認定審査委員会について

メンバーは全体 35 人でそれを 7 人 1 チームとし、審査時間は 1 件平均 4 分というが、モデル事業はそれで可能だったのか。

○介護保険課長

9 年度と 10 年度で各 100 件ずつ審査判定した実績を踏まえて、4 分とした。これは事前に資料を配布して、効率的に審査会を運営しようという考え方に基づいている。

○中島委員

ケースの実態を詳しく把握し反映できる認定体制を作るべきであり、4 分にこだわらず対策を講じてほしい。メンバー構成について詳らかにせよ。

○介護保険課長

各チームは医師 2 名・歯科医師 2 名・薬剤師 1 名・保健福祉関係各 1 名となるが、実際には歯科医師は交代できることになっており、医師も欠席する場合があるので、5 ～ 6 名で審査判定することもある。

○中島委員

痴呆症のお年寄りもいることから、内科医以外にも精神科医を、又、作業療法士や理学療法士など、対象者の生活・行動レベルを判断できるような専門家を、さらに、看護婦が保健婦を必ずチームに 1 人以上入れてほしい。又、日頃、老人福祉施設などで、高齢者の介護に実際にあたっている方々も入れるよう、バランスのとれた審査会を構

成してほしいがどうか。

○高齢社会対策室長

医師会とも話し合い、精神科医も加えていくことになるかと思う。また、介護福祉士会、社会福祉士会、看護協会とも話し合い、その分野の専門家の参加もお願いしている。

○中島委員

介護認定を介護サービスの総枠に合わせるのではなく、あくまでも介護される側に立った公正な認定を望む。

訪問調査について

すべて民間委託で行うとのことだが、その民間とはどのようなところを念頭に置いているのか。

○高齢社会対策室長

在宅介護支援センターを中心に考えている。

○中島委員

市民のプライバシーに関わる85項目ものアンケート調査であり、申請者も緊張を強いられる内容と思う。そして、やはりこれは市の事業なのだから全部委託は如何かと思う。

札幌市では、在宅でサービスを希望する方には市職員が対応し、施設入所者には在宅福祉サービス協会に依頼すると聞く。このような手法も検討すべきではないのか。

○高齢社会対策室長

委託の理由として、介護保険制度そのものが、民間活力を期待して進めている制度であること、直営と比較して、民間の方が機動力に勝ること、調査にあたり医師やケースワーカー等の専門家を市で確保することが難しく、また、行革推進中に直営でそれらを抱えることが難しいことがあげられる。

○中島委員

行革で金が出せないから運営不可というのは本末転倒である。新制度の出発点にあたる今こそ市民本位の責任ある体制を整えるべきで、行革は理由にならない。せめて、在宅の調査だけでも市職員が参加するようにすべきではないのか。

○高齢社会対策室長

行革が前面に出ているわけではない。介護保険実施にあたり、相当数の職員を介護保険課に配置して取り組んでいる。その中ではさらに専門家を直営ではりつけていくには確保が難しいことと、民間でできることは民間でやらせようとの考えから、委託とした。

○市長

今、全国的に問題になっているのは認定にあたり公平さをいかにして確保するか、どんなチェック体制をとるのかということである。その点についてこれからよく考え、委託していきたいと思う。

○中島委員

あくまでも、市職員が訪問調査することを求める。原則的に在宅介護支援センターの専門員が赴くというが、今後、居宅介護支援事業者にも拡大されていくのか。

○高齢社会対策室長

道の指定を受ける手続が必要となるが、介護支援センター自体もまだ充足していない現状で、まずそれらの推移をみなければならない。

○中島委員

市の責任で行うべき事業という基本線は譲れないが、不特定多数の認可業者がすべて良いわけではないので、利益のみ追求する企業ではなく、市民の意見もよく聞いて、市民の立場に立った調査員を派遣すべきである。

在宅酸素療法患者への電気代助成について

病気の性質上、患者は高齢者が多く、98年8月から道が電気代を助成することとなった。その内容について示せ。

○(保健)保険課長

酸素濃縮器の使用に際し道がその電気代の一部を月額1,000～2,000円の範囲で助成するものである。

○中島委員

小樽市での助成件数はどうか。

○(保健)保険課長

市では63人の申請を受けている。

○中島委員

先日会った方は、3月から酸素療法をはじめたのだが手続きがわからないとのことだった。患者への周知徹底が不十分ではないのか。

○(保健)保険課長

助成制度自体は昨年8月に発足したが、市としては今年1月から申請を受付けており、周知方のため、医療関係者に説明する他、広報1月号に掲載している。

○中島委員

さらなる周知徹底を図るべきである。療法導入には医師の判定が必要であり医師の協力が不可欠と思うが、その際、助成制度を患者に伝えてくれているのか。

○(保健)保険課長

そうしていただくよう、お願いしている。

○中島委員

前述の方は、制度のことを定期的に酸素の交換や機械の設置に入る業者から聞いたという。患者本人が保健所に来るのは大変であるから、より簡便な方法を探れるよう、例えば業者に申請用紙を携帯してもらい、患者に渡してもらうことはできないか。

○保健所次長

制度発足から間もないので、周知不足の向きもあると思うが、申請書には医師の証明欄があり、業者が持っていてやはり病院や保健所に来なければならない形になっているが、これらも含め今後検討していきたい。

○中島委員

1回でも患者本人の手間が省けるだけでも助かるので、ぜひ検討してほしい。

ふれあいパスの交付について

96年から実施され多くの高齢者に好評であるが、本人が取りにいかねばならないと指導を受けているときく。交付手続はどうなっているのか。

○(高齢)管理課長

不正防止の観点から、原則本人に限り交付しており、本人が入院中や旅行中、又は、家族の便宜・都合という理

由だけでは交付していない。パスは、4 月に一斉交付しているがその期間外も本庁で年中交付しており、来られない理由が止んだ時にお越しいただきたいと考えている。

○中島委員

原則では、例えば 75 歳以上の夫婦は 2 人揃って来庁しなければならないことになる。

前もって電話連絡すれば交付する等、もう少し弾力的に運用できないか。

○(高齢)管理課長

交付目的が積極的な社会参加を進めることにあるが、実態は、勤めているとか介護している等やむを得ない理由では、次回は本人に来庁してもらうようお願いし、代理人に交付している。電話による受付については 7、8 月になれば可能とは思いますが、一斉交付期間中に全体の 65% 近くを交付しており、これには延べ 230 名の職員が対応しているが、そこへ電話による問い合わせが殺到することを考えると難しいと考える。やはり代理人への交付は真に止むを得ない場合に限らせていただきたい。

○中島委員

他市では個別に電話対応を受け付けているところもあり、市民の希望を踏まえて検討する余地はあると思う。

コンポスト購入助成について

平成 5 年から実施され、平成 10 年には屋内用も対象となり、昨年実績は 411 個である。最近、電動式生ゴミ処理機が注目を集めているが、価格がまだ高く、環境問題に関心の高い市民もなかなか手が出ない状況である。さらなるゴミ減量化に向けて、これも助成対象にすることはできないか。

○(環境)品田主幹

電話による問い合わせはまだ 2～3 件程度であり、やはり従来どおり市民が購入しやすいコンポストを対象に助成を継続していきたい。

○中島委員

北見市では、本年 1 月から購入価格の 2 分の 1 (20,000 円を限度)を助成している。また、本市の助成も、当初 300 万円台だった予算が 70～80 万円台まで落ちこんでいる。したがって、当初予算並の設定で積極的取り組みを検討できるのではないか。

○環境部長

1 台 6 万～10 万円とまだ非常に高価であるため助成制度を設けてもその普及にどれだけ貢献できるか疑問がある。一方で、1 世帯あたり年間 300 キロの生ゴミが排出されており、仮に 300 世帯を助成しても 90 t の効果しかなく、行政投資に対する効果を考えても難しい問題である。昨年からは屋内用を対象に加えたこともあり、当面推移を見守りたい。ただ、現行の 2,500 円の枠内で適用していくのはそう難しくはないと思う。

○中島委員

現行枠からでも助成を始めることが可能なら、まず、そこから出発することをぜひ検討してほしい。

○環境部長

検討してみたい。

○佐久間委員

介護保険料について

道内 10 万以上都市と比べ、このたびの試算額についてはどう考えているか。

○介護保険課長

新聞等で報道されているが、各市の内容を把握しておらず、額の高低については何とも言えない状況である。

○佐久間委員

施設が多いほど、サービスが多いほど、保険料は高額になる。小樽はまだ施設面でも整備が目標に達していない現状で、今回の額は適当であると考えているのか。

○介護保険課長

今回の額を算出するためにこれまで作業をしていたのではなく、あくまでも国の概算要求に合わせた数字で試算してこのような結果になったものである。サービス量については今後、策定委員会等の意見を踏まえ具体的に詰め、今後、介護報酬の単価のめどが見えてくれば、供給量の見込みもある程度確実視できると思う。

○佐久間委員

平成 6 年からの老人保健福祉計画の進捗状況を見ると、11 年度末の目標に対し 100% 以上に達したものは 11 区分のうち 4 区分にすぎず、残りは 40～87.5% 程度にすぎない。

11 年度末見込みでも 5 区分は達成できそうにない。これらの 5 区分が 100% に達した場合は、保険料が高くなる可能性はあるのか。

○介護保険課長

今回のサービス量の見込み方が、施設何カ所というような形になっていないので一概に言えないが、一般に、目標が達成されれば供給量が増すので、保険料を押し上げる要因になると思う。

○佐久間委員

施設の拡充に従い保険料が上がるわけだが、それはいつ頃になるのか。平成 12～14 年までの保険料は 2,900 円で確定なのか。

○介護保険課長

今回は全くの仮の額で変動しうる。正式には来年の 3 月議会に提案したい。

○佐久間委員

機能訓練施設の達成率が低いが、利用内容及び施設を今後増やす見込みはあるのか。

○(保健)保健課長

保健所が老人保健事業として行っているもので、目標未達成である。現在、3 つの医療機関に委託しているものと保健所が行っているものの 4 カ所であるが、今後、別形態の機能訓練も考えながら、供給に努力しているところである。

○佐久間委員

介護認定審査会について

メンバーは各グループで固定されてしまうのか。

○介護保険課長

これから委員の意見を聞くことになるが、当面 5 グループの固定制で考えている。

○佐久間委員

各人では視点にズレがある。全体で 35 人の委員がいるのだから、様々な角度から公平に審査させる点から、合議体の構成には流動性をもたせるべきではないのか。

○介護保険課長

2 人槽と大規模であることと、さらに、銭函駅の小児センターが 1 , 1 3 4 人槽の浄化槽を下水道化したことによる。

○佐久間委員

点字ブロック段差解消について

市民からどのような要望があり、それを土木部にはどのように反映させてきたのか。

○社会福祉課長

主に小樽視力障害者福祉協会からの要望がある。内容としては、小樽駅周辺の誘導ブロックの拡充と、市役所はじめ公共施設に通じる道路への点字ブロック設置が主である。

我々としても、土木部と共に要望を聞き、緊急性のあるものは、その旨を伝える等、その都度協議している。

○佐久間委員

平成 7 年度以降の施工数を示せ。

○社会福祉課長

(単位：カ所)	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度
段 差 解 消	8	-	7	10
点字ブロック	18	38	11	5

○佐久間委員

11 年度の計画はどのようなになっているか。

○社会福祉課長

住吉線の 200m にわたり誘導ブロックを設置するときいている。

○佐久間委員

これまで布設された誘導ブロックの場所と距離を示せ。

○社会福祉課長

点字ブロックは 108 カ所ある。誘導ブロックは大通線の海側 320m、山側 290m、竜宮通 40m、花穂中央通 260m、高島線 120m、浅草線 50m、合計 1,080m にわたる。

○佐久間委員

段差解消は何カ所か。

○社会福祉課長

合計 77 カ所である。

○佐久間委員

点字ブロックの設置基準はあるのか。

○社会福祉課長

法的な設置義務はないが、道路の新設や歩道の地盤改良に併せて設置するとの基本方針を持ちつつ、緊急性も加味して計画的に実施している。結果、人通りの多い場所、公共施設に通じる道路等、要望に沿った形で対応すべく土木部とも協議しながら進めている。

○佐久間委員

人通りの多い所ではブロックがはがれて、役に立たない箇所もあるが、どのように点検しているのか。

○社会福祉課長

全体的な実態調査は行っていないが、前述の協会からの情報や土木部のパトロールにより対応してきた。今後は全体的な掌握に努めたい。

○佐久間委員

奥沢口の部分が特に劣悪となっているし、欠けているものはあちこちに見受けられる。土木部とも連携し改修にあたってほしい。また、点字ブロックにははめ込み式とのりづけ式の 2 つの工法がある。人通りの多い所にのりづけ式が多く見受けられるが、これは滑って危険だという指摘がある。特に駅周辺ははめ込み式にできないものか。

○社会福祉課長

技術的な問題もあると思うので、関係部局に要請していきたい。

○福祉部長

現状を早めに把握して、工法についても関係部とよく打ち合わせたい。

○佐久間委員

福祉マップについて

95 年 2 月に発行され、福祉に関する情報も豊富で大変好評だと聞く。残部がわずかで、その後の情報更新も必要と思うので、早急に作成してほしいがどうか。

○社会福祉課長

平成 6 年度に 2,000 部作成したが内容の変更も著しいので、今年度中に作成したい。

休憩 午後 3 時 20 分

再開 午後 3 時 40 分

○佐藤(幸)委員

介護保険について

訪問調査は何名の予定か。

○介護保険課長

12 ～ 13 名の見込みである。

○佐藤(幸)委員

調査期間はどの程度か。

○介護保険課長

10 月 1 日から来年 3 月までの 6 カ月間である。

○佐藤(幸)委員

調査はペアで行うのか。

○介護保険課長

原則的には 1 人で行うと考えている。

○佐藤(幸)委員

1 人あたり、調査に要する時間はどの程度か。

○介護保険課長

1 日 3 件で 1 件あたり 2 時間程度と見ているので、1 日 6 時間程度になると思う。

○佐藤(幸)委員

資料 4 ページの総人口の推計は年々減少傾向を示しているが、これはコーホート要因法によるものか。

○介護保険課長

この手法は過去の2時点、つまり平成2年と7年の国勢調査のデータを基に5歳刻みで人口動態の傾向をとらえて推計をするというものである。

○佐藤(幸)委員

8ページ以降に各種サービスが示されているが、訪問介護サービスにしても、平成12年度の供給率が69.13%、訪問者看護サービスも53.24%、訪問リハビリサービスに至っては12.44%と、当初から必要量を供給できないことを示している。これはどのようになるのか。保険料はもらうが供給はできないということか。

○介護保険課長

国の考え方によって必要量は自動的に算されてくる。我々としてはそれに対しどういった量を供給できるか、実績と道の関係企業への参入意向調査の結果、例えばA社では週あたりどれだけ見込めると示してきた部分を勘案した。今後、介護報酬等一定の方向が見えてくれば、他にも参入を希望する民間企業も出てくると思うので、実際の介護保険事業計画で各年度ごとのサービス見込量を算出する段階までには、供給量全体が見えてくると思う。今回は経過的な数字と考えていただきたい。

○佐藤(幸)委員

老人ホームに入らなければならないとか、寝たきりで家で介護を受けなければならないなどの要望に十分に対応できるのか。

○高齢社会対策室長

あくまで推計値の部分があり、フタを開けてみなければわからない面もあるかと思う。ここ3年間の推計をみながら、3年後には保険料の見直し、5年の間には制度の見直しもあるので、それらの状況をみていかなければならない。

○佐藤(幸)委員

大変におぼつかない話である。十分に介護の手当ができるような状況にしていくべきである。国保料との関係で、国保料は払うが介護保険料は払えないとなった場合はどうなるのか。

○保険年金課長

個人の賦課額で按分して算出する形になるので、いずれかのみを払う、払わないということにはならない。

○佐藤(幸)委員

今でも収納率が悪いのに、上乗せされて本当にちゃんと払っていただけるのか。

○保険年金課長

2号被保険者についていえば、介護保険料が上積みとなり、保険料額が上がることから収納率が低下するということは国も想定しており、その手立てについては明確に示されていないが、我々も予想している。

○佐藤(幸)委員

これまで収納率低下には国のペナルティがあった。その中で今度2号被保険者が払えなくなったら、ペナルティの関係はどうなるのか。

○保険年金課長

国保におけるペナルティがそのままか、介護保険との関係でどうなるのか、詳細な情報はまだ入ってきていない。また、上積みにより国保料が下がる分に対する支援について具体策も見えていない。全国町村会などでも国への要望を出しているが、今後の状況をみていきたい。

○佐藤(幸)委員

いずれにせよ保険の多元化はよくない。本当は一元化すべきだと思う。

レセプトの問題について

現在、どの程度点検しているのか。

○保険年金課長

枚数にして平成 10 年度 39 万 424 枚である。財政効果額は 1 億 1,300 万円ほどになる。また、資格点検は 100 %実施しており、内容点検は 75.31%の実施率である。

○佐藤(幸)委員

レセプト点検して国保連合会に提出し、1 億円余りが戻ってきている。これは言わば国保加入者の 3 割負担の中で 1 億円余り多く払っているということだ。たくさん薬をもらって余計な金を払っているということだと思うがどうか。

○保険年金課長

そのとおりだと思う。

○佐藤(幸)委員

レセプト審査で判明した分は被保険者に戻るのか。

○保険年金課長

一般的に過誤があった場合に、保険者からすべて通知しているわけではない。国保連合会で第 1 次審査を行い、その中で 1 万円以上の過不足が生じた場合に、額を訂正した形で各市町村に連絡がくる。その金額を本人に連絡している。

○佐藤(幸)委員

小樽でその 1 万円以上に該当する人はいるのか。

○保険年金課長

平成 10 年度で、56 件の連絡があり、金額にして約 450 万円である。

○佐藤(幸)委員

これは通常、医者が返すのか、それとも次の診療の時に差し引くのか。

○保険年金課長

次回精算となる。

○佐藤(幸)委員

本人には知らされていないが、知らせるようにはできないのか。

○保険年金課長

市から、加入者へは医療費通知を出している。これは道の医療費通知の処理要領に基づいて取り扱っており、その中でいろいろな問題があり、通知については当面、調整に係る自己負担の不足額が、1 万円に及ぶ場合についてのみ行うとなっている。国保連の第 1 次審査で 1 万円以上が発見されることもあり、市としては具体的には通知していない。

○佐藤(幸)委員

医療費通知はどの程度の頻度で出しているのか。

○保険年金課長

平成 10 年度からは年 6 回出している。

○佐藤(幸)委員

全国レベルできちんとしていかなければならない問題だと思う。

高島・赤岩保育所統廃合について

その目的は何か。

○ 児童家庭課長

両保育所は昭和 30 年代の建築で老朽化が進み、これまで重ねてきた修繕にも限界があり、存続するには大規模改築が必要となる。そのようなことから、両保育所を統合新築することによって、子供たちの保育環境の改善と安全確保を図るとともに市民要望の強いゼロ歳児保育・産休明け保育等、機能強化を図るところにある。

○ 佐藤(幸)委員

陳情第 11 号では現在地での建替えが要望されているがどうか。

○ 児童家庭課長

保育所を新築・改築する際には、単なる建替えではなく、近年の保育ニーズに対応した機能強化が求められており、ゼロ歳児保育や産休明け保育等を探り入れて市民要望に応えていきたい。現在地は敷地面積が狭いため、それらの機能に対応するスペースの確保が非常に難しい状況にある。

○ 佐藤(幸)委員

陳情を読むと、遠くなる分だけ父母の負担が増え、通園が大変になるというがどうか。

○ 児童家庭課長

確かに、現高島保育所近辺に住んでいる方々にとっては、赤岩の「はる」横を候補予定地としている新保育所に通う場合に、遠くなる方がいると認識している。

○ 佐藤(幸)委員

遠くなる点に関して、何か手当を考えているのか。

○ 福祉部長

利用者との話し合いを各保育所の方で継続中で、対応策について部内で検討中である。

○ 佐藤(幸)委員

現状と 5 年後の保育者数を比べると、減っていくのは確実なのか。

○ 児童家庭課長

高島・赤岩・祝津地区の就学前児童者数は、平成 4 年度で 729 名が、11 年 4 月 1 日現在で 548 名で、約 25% 減となっており、今後もこの傾向は続くものと見ている。

○ 佐藤(幸)委員

少子化の問題もあり、どんどん減っていくのではないと思う。現状のまま建替えし、それを維持していくのは難しい。むしろ、これからは質の良い保育が求められている。その流れでは、建替えも無理なしと思うがどうか。

○ 児童家庭課長

現地での建替えには非常に難しい条件がある。現状規模で建替えても市民要望に応えうる施設にならないので、是非この際、新地に機能強化を図っていきたい。

○ 佐藤(幸)委員

ゴミ問題について

ゴミ対策処理で基本計画の前倒しということが予特でも出ていたと思うが、もう少し詳しく説明せよ。

○環境部長

桃内最終処分場は、期・期の15年間でゴミだけで66万トン埋立可能と計算している。それに対して現在、平成10年度のゴミ処理状況では、ゴミ埋立が約10万トンに及んでいる。したがって、単純計算では6.6年で満杯になってしまうことになる。とすると、12年度からスタートとすれば17年度には埋立完了してしまう。一方で、中間処理施設(リサイクルプラザや焼却場)を18年度に整備したところで、すでに埋立場はないことになる。我々の計算では、中間処理施設の整備によりゴミ埋立量は2万トン弱になるので、そういう状況が1年早まれば5分の1で済むことになるから、算術計算的には前倒ししなければ市民生活の基盤であるゴミ処理ができなくなるとの認識を示したものである。

○佐藤(幸)委員

天神焼却場は2002年で使えなくなるが、そのつなぎはどうするのか。

○環境部長

全く使えなくなるわけではなく、4億円程度の改修をして、年間2,000万円の維持費を覚悟すれば1万トン程度は処理できる。しかし、それは現実的な選択ではないと認識している。そうすると、早急に方向性を打ち出して、中間処理の整備をしなければ、1年あるいは2年の間、ゴミの全量埋立も想定せざるを得ないと思う。

○佐藤(幸)委員

焼却場ができるまではかなりの時間を要すると思うが、それまでは全量埋立するのか。

○環境部長

まさに、その点が問題である。これについては早急に市長・助役と協議したい。100～150億円程度の事業費ともみているので、慎重に選択しなければならないと思う。

○佐藤(幸)委員

このままでも2002年に間に合うかどうかというのに、全量埋立すればあっという間に満杯になる。早急に結論を出してほしい。また、一般ゴミ有料化も考えるべき時期に来ているのではないか。

○環境部長

新しいリサイクルプラザや焼却場をこれから建設するとしても、最短でも完成までに5年がかかると思う。その意味では埋立量を減らすためにはゴミ有料化も短期には効果があると思うが、我々としては、それ以上に増え続けている事業系・あわせ産廃を何とかしたい。現状では処分料がタダなので、有料だけではなく搬入規制などの新たな手立てを考えつつ、規制された部分を再資源化するシステムの導入も含めて一体的に考えていかなければ有効な対策にならないと思う。

○松本(聖)委員

フロンガス回収について

市内の回収状況はどのようになっているか。

○(環境)品田主幹

平成10年実績処理台数が798台、回収量72.2Kgである。

○松本(聖)委員

それは冷蔵庫か。

○(環境)品田主幹

家庭用冷蔵庫の回収のみ対応している。フロンの種類はCFC12である。

○ 松本(聖)委員

その他の電気製品についてはどのように対応していくのか。

○ (環境)品田主幹

カーエアコンについては業者ルートで回収されていると思う。我々はあくまでも冷蔵庫のみの対応である。

○ 松本(聖)委員

状況把握しているか。

○ (環境)品田主幹

していない。

○ 松本(聖)委員

家庭用エアコン・カーエアコンはかなりの台数が廃棄されているので、回収率の把握に努めてほしい。また、不法投棄の冷蔵庫はどのように処理しているのか。

○ (環境)管理課長

平成 10 年に不法投棄対策として実際に回収したのは 29 台程度である。これらは伍助沢処理場でフロン回収処理している。

○ 松本(聖)委員

こまめに山野をパトロールすると、相当台数散見されるのでこれらも早急に回収していくべきである。代替フロンについては、どのように対処しているのか。

○ (環境)品田主幹

家電リサイクル法が平成 13 年から本格的に施行されるので、その中で回収ルートができるものと思う。

○ (環境)管理課長

常時、不法投棄されやすい場所をパトロールしているが、今後も十分な体制作りに努めていきたい。

○ 松本(聖)委員

介護保険について

調査業務を民間に委託すると、いわゆる利益誘導が起きる可能性が極めて高くなることを先般の予特でも指摘した。それに対して理事者は「直営では機動力がない」、「人集めに苦労する」と答弁していたが、訪問にバスを利用の方がはるかに機動力があるし、ましてや 1 日 3 件ベースで考えているなら当然である。また、現に日常生活用具給付事業においても、ある在宅介護支援センターに展示してある介護用品を廉価で納入した見返りとして、相談者があれば紹介してもらおうといった利益誘導が過去にごく一部の企業に集中してあったとも聞く。今回の訪問調査においても、調査と、プラン作成と、サービス提供を同一会社が行う可能性はあると指摘した。仮に不正があって要介護度認定が 1 度違うと 3 ～ 4 万円も違ってくる。仮に対象者の 1 割に過度の認定が行われれば、年間何億円もの余計な出費となる。これに対しては「1 割負担も増えることになるからそんなことは起きないだろう。」との答弁だったが、多少の金額でヘルパーが余計に来てくれた方が助かると考えるお年寄りも大勢いる。行革でスリム化を図るにも、実働部門を委託するのは結構なことだが、市の政策の根幹に関わるような調査・審査は直営とすべきと思うがどうか。

○ 市長

専門員とサービス事業者を兼ねる場合に恣意的な認定を行う恐れがないわけではないが始めからそうなると見てかかるのも如何なものかと思うし、全道的にも大半が委託することであり、我々としても公平性が確保される

ような方法を取りながら、委託していきたい。

○松本(聖)委員

調査方法も申請者の状態を完璧に反映できるようにはなっていない。仮に利益誘導が起きた場合に当該業者を指定から外すとのことだが、資料を見ると供給量が決定的に不足している現状で、そのような強い姿勢をとることが果たしてできるのか。

○高齢社会対策室長

公正を欠く調査を行った場合については契約できちんと謳うので、それに則った処分をしていくことになると思う。

○松本(聖)委員

例えば、自分で服を着るのに 1 時間かかるお年寄りも、着せてあげれば 1 分もかからない。それを「服が着れる」と判断するのか。ひとのからだのことだから、過度の認定だとは言えてもそれが不正だとは明言しきれない曖昧な問題である。そうした不確定な要素を含む調査を委託するよりは市直営がよいのではないか。

○高齢社会対策室長

判断の難しい問題は委託でも直営でも起こりうる。だから、認定審査会で 85 項目をクロスチェックし、さらにかかりつけ医の診断書と併せて判定していく制度になっている。

○松本(聖)委員

市職員なら買収でもされなければ業者に利益になるような調査はしないが、サービス提供業者が直接調査すると利益誘導は簡単に起こりうる。また、審査会も 4 分間で書類を機械的に判断するしかなく、チェック機能を果たしているとは言い切れない。だから、極力公正な審査を図るために、また将来保険料に跳ね返るようなリスクを排除するためにも、市直営にすべきではないか。

○高齢社会対策室長

心配される部分については、運用の中で介護認定の関係はほぼ 6 ヶ月ごとに更新するので、その時点で訪問調査先を変えるなどの工夫を、十分研究しながらやっていきたい。

○松本(聖)委員

なおも委託の方があるというメリットを示せ。

○福祉部長

総合的に判断したうえで、さらに運用の中で公正さを確保していきたい。

○松本(聖)委員

調査の段階で不正があっても、市としては見逃すということか。

○高齢社会対策室長

そのようなことでは決していない。

○松本(聖)委員

あっても仕方がないとの発想ではないのか。

○高齢社会対策室長

そのようには全く考えていない。

○松本(聖)委員

リスクを極力回避するような方法をとってほしい。今後の推移を見守りたい。

○市長

来年 4 月にスタートする新たな制度であるので、いろいろな問題はあると思うが、各市の状況も見ながら改善すべきは改善していきたい。

○ 松本(聖)委員

ゴミ収集の委託化について

路線収集で約 5 万トン(直営が 29,000トン・委託が 20,789トン)の実績と聞くと、それぞれの車両台数はいくらか。

○ (環境)管理課長

直営が 13 台、委託が 10 台である。

○ 松本(聖)委員

今後 5 年間で買い替えなければならないのは何台か。

○ (環境)管理課長

概ね 10 年をめぐりに車両を更新しており、11 年度も 10 年経過した 2 台を廃車にしたが、現在は 9 年経過が 2 台と 7 年経過が 2 台ある。

○ 松本(聖)委員

この 5 年間に退職予定の 56 ～ 60 歳の路線収集に関わる市職員は何名いるか。

○ (環境)管理課長

6 名である。

○ 松本(聖)委員

収集車 1 台に何人乗車するのか。

○ (環境)管理課長

運転手 1 名と作業員 2 名の計 3 名である。

○ 松本(聖)委員

委託は経費が 3 分の 1 程度で済むが、廃車のたびに随時委託していくことは可能か。

○ (環境)管理課長

原価計算すると、単位当たりで直営では 18,785 円、委託では 7,026 円である。

○ 松本(聖)委員

つまり、委託にすればはるかに低廉な費用で済む。委託を進めることは可能か。

○ 環境部長

問題意識は当を得ていると思うが、これまでの一連の経過から難しい要素がある。かつて、清掃センターではし尿収集も直営で行い、100 人を超える職員がいたが、し尿部門を委託化した際の労使協議の中で、現行の委託と直営との体制を堅持する旨の一種の労働協約を結んでおり、これは地公法上の遵守義務がある。また、人事政策上の問題として、桃内処分場へ埋立を移行すると、伍助沢処分場に配置している 11 名の職員は清掃業務に従事させるということで採用してきた経過があり、天神焼却場の 9 名も同じく環境部内で抱えていかなければならない。それらを勘案すると、難しい課題がいくつかある。

○ 松本(聖)委員

極めて厳しい財政状況の中で、少しずつでも委託で経費削減できる部分があれば進めてほしい。

○ 前田委員

ヒグマ出没に関する手引きについて

昨年 8 月に出没して以来、全道でも目撃情報が相次いでいる。今年に入り、市内での動きはどうか。

○総合サービスセンター所長

4 月から 3 件ほど単発的に目撃情報が寄せられている。

○前田委員

春先には道南で死傷事故もあった。その詳細を把握しているか。

○総合サービスセンター所長

木古内で、函館市職員が川釣りの際、クマに襲われたとの新聞報道があった。また、その時に山菜採りにきていた女性 2 人が遭遇して、襲われたと聞いている。

○前田委員

市内でも人身や農作物への被害が心配されるが、昨年の騒動を踏まえ、クマ出沒対策のマニュアルを作成することだったが、その進捗状況はどうか。

○総合サービスセンター所長

昨年の騒動を踏まえそれらを整理し、クマ出沒に関する手引きとしてまとめ、庁内関係各課・小樽警察署・猟友会とも協議し、後志支庁の担当者及び北海道環境科学研究センターの専門家の意見をいただいたところである。このたび最終案がまとまり再度関係機関に提示し検討中である。

○前田委員

今後のスケジュールはどうなっているのか。

○総合サービスセンター所長

今月中には何とか完成させ、防除隊の発足もみたいと考えている。

○前田委員

昨年 4 定に採択された陳情も踏まえ、防除隊員の身分保障はマニュアルにどのように盛り込まれているのか。

○総合サービスセンター所長

小樽市ひぐま防除要領を制定し、その中で身分保障についても位置付けている。

○前田委員

その内容を説明せよ。

○総合サービスセンター所長

防除隊の委嘱発令をしており、出沒した際に出動命令を発し現地集合した時点から活動を開始する。自宅から現地向かう際に交通災害等にあった場合の保障も職員課と協議を進めている。身分は非常勤嘱託職員の扱いである。

○前田委員

名称を「防除隊」とした理由は何か。

○総合サービスセンター所長

「駆除」では射殺することもあるが、自然保護の観点から、できるだけ奥山に帰す方法をとるため「防除」とした。

○前田委員

マニュアルは市独自のもののなのか。

○総合サービスセンター所長

こうしたマニュアルはこれまで道内のどこにもなかったため、道の意見指導も得ながら小樽市が初めて作成した。

○ 前田委員

道にはマニュアルがあるのか。

○ 総合サービスセンター所長

道にもないため、現在クマの保護管理計画を策定しマニュアル的なものを作成するべく作業中ときいている。

○ 前田委員

関係団体の役割分担はどうなっているのか。

○ 総合サービスセンター所長

昨年協力を得た団体を中心に、各地区の町会・消防団・学校、警察署、猟友会、庁内関係課がある。

○ 前田委員

クマは一般にゴミの匂いに引き寄せられて市街地に近づいてくるとも言われている。したがって、ゴミの管理及び1次産業・農水産品加工業者への残渣管理に関する指導が重要と思う。マニュアルには、これらの業者にどのような協力を求めているのか。

○ (環境)管理課長

昨年の出沒は農家の野積みしていた肥料が引き金になったとも聞く。これは農政課が指導し大部分が撤去されたが、一部残っている分については早急に指導すると聞いている。

仮に不法投棄があるとすれば、定期的に山間部等をパトロールしていきたい。業者関係のその種の廃棄物は産廃に該当するので、その点は心配ないと思う。

○ 前田委員

昨年問題になったものは肥料であり、不法投棄ではないとの見解なのか。

○ (環境)管理課長

そのとおりである。

○ 前田委員

マニュアルに謳われていない課題は何かあるか。

○ 総合サービスセンター所長

これから道の管理計画が作成されると、それとの整合性が問題になってくると思うので市のマニュアルはこれで固定化しないで、今後の状況を見ながら弾力的に運用していくことになると思うので、道の計画ができた段階で再度照合・検討し、見直すべきは見直していくことになる。

○ 前田委員

マニュアル作成にあたってどのような苦労があったか。

○ 市民部長

昨年の出沒騒動は全く予期せぬ出来事に対応に戸惑った面もあり、危機管理を日常から確立する必要を痛感した。しかし、手本となるべきものが何もなく、市民生活の安全に関してきちんとした考え方を示して安心してもらえるような対応をしなければならないということで、マニュアル作成に着手した。その際難しかったのは、ひぐまの危険性・問題行動をどの時点で見極めるかという点である。そのため専門家の意見も聞き整理しながら、何とか今月中には成案を示していきたい。

○環境部長

家庭から出る生ゴミについては、ステーション設営が当日の午前 9 時までとなっておりその時間を遵守してもらうと同時に、それらを早目に収集する体制を作る工夫が必要と思う。また、事業系、特に食品加工業者から出る残渣については、出沒箇所がある程度特定できればそうした方面に、戸外に放置されることのないよう指導を徹底する。また、廃棄物処理場にクマが現れることを心配したが、伍助沢には出沒した例はないとのことで、ゴミ埋立の際には、即日覆土を施すなどの手立てを図るべきと思う。また、市民部や経済部とも十分連携をとって対応していきたい。

○佐々木(政)委員

介護保険制度は、初めての制度であり市民への周知徹底を図るためにどのような方法をとるつもりであるのか。

昨年、銭函ヨットハーバーからドリームビーチまでの間に大型のゴミが大量に投げ捨てられていた。これは土日の海水浴客によるものだけでなく、自宅から持ってきたと見受けられるものもあった。この海岸は道の管理するところであるが、今年は環境部も巡回パトロールするとともに、ゴミの持ち帰りを促すチラシを配布してはどうか。

エキノコックス症は潜伏期間が長く、発症すると症状は大変重い。また、道の調査では、捕獲したキツネの 60 % がそれにかかっているとも聞く。市としてはどのような対策を講じているのか。また、市内で沢水などを利用している人はいるのか。

○高齢社会対策室長

広報に毎月介護保険コーナーを設け、市民にわかりやすく PR していきたい。また、19 連合町会ごとに説明会を開催するべく、現在日程調整中である。その他にも、単位町会・老人クラブごとに要望があれば出前説明会にも応じていきたい。

○(環境)管理課長

当該地域は土木現業所、市道部分は市土木部が所管しているので、それぞれにゴミの収集・パトロールを要請したい。また、環境部としても、注視しつつパトロールを実施していきたい。

○生活衛生課長

従来より、エキノコックス症予防に関するパンフレットを配布している。また、地下水を飲料水として利用している家庭については、毎年地区を定めて使用指導や水質検査を実施している。さらに血液検査を含めた健康診断を町内会の協力を得て、定期的に実施している。

○委員長

質疑終結。

休憩 午後 5 時 14 分

再開 午後 6 時 30 分

○委員長

これより一括討論に入る。

○中島委員

請願第 5 号は採択、陳情第 6 号は継続審査、陳情第 11 号は採択を主張する。請願については市長答弁は肯定的であったのだから、議会としても採択して早期設置に努力すべきである。陳情第 6 号については、市長答弁で「関

係団体とも十分時間をかけて協議する」とあり、継続して審査するのが当然である。もし否決するなら、不採択を主張する。陳情第１１号については、市長答弁でも「地元住民の合意がなければ進められない」と答えていた。少子化傾向というが、経済状況や女性の社会進出もあって保育所の利用は増えており、全国的にも待機児童数が問題になっている状況である。地元の存続希望も大きく、署名も８８７筆寄せられている。ぜひとも採択すべきである。

○松本(聖)委員

陳情第１１号について継続審査を主張する。本案件については、地域住民の合意が未だ得られていない状況であり、さらに慎重に知恵を絞り議論を尽くすべきである。もし、継続が認められず可否を問われる場合は、自席にて棄権する。

○委員長

討論を終結し、一括採決する。

採決の結果、陳情第１１号については賛成少数により不採択と、陳情第６号については賛成多数により採択と、請願第５号については賛成多数により継続審査と決定。

議案第１９号については原案可決と、請願第４号については採択と、いずれも全会一致で決定。

散会宣告。